

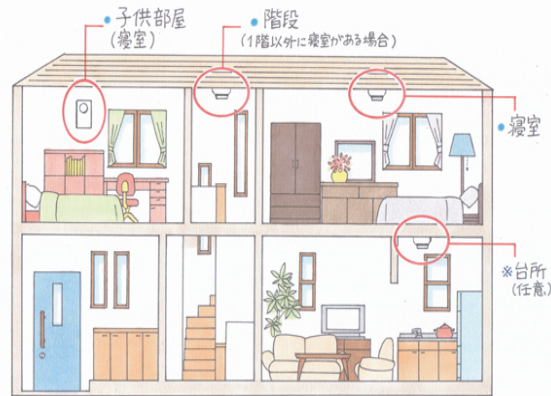
住宅用火災警報器などの設置はお早めに...

住宅火災で亡くなった人のうち6~7割は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。早く火災の発生を知っていれば、助かった方も多かったのではないかと推測されます。このような背景を踏まえ、平成16年に消防法が改正され、住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。

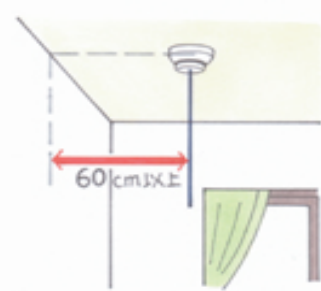


新築住宅については、既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器などの設置が義務化されています。既存住宅については、各市町村の条例により、平成23年6月までの間で設置義務化の期日が決められます。今治市では、平成23年6月1日~と決まっています。

正しい設置位置で効果が発揮されます

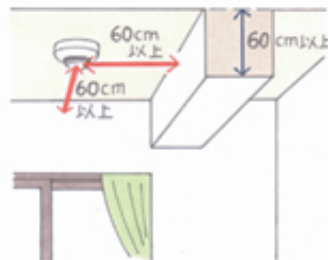


住宅用火災警報器は住宅火災の現状、住宅用火災警報器の設置効果などから、普段就寝に使う部屋(寝室)に設置することになっています。就寝に使用される子供部屋も含まれます。就寝に使用する部屋が2階以上にある場合、その階の階段にも設置しなければなりません。火災の煙は上に昇って天井に広がります。壁際には空気が溜って煙は届きません。煙が地面に下りてくるまでには時間がかかります。このような煙の性質を理解し、正しい位置に住宅用火災警報器を設置することが大切です。



●通常の壁面からの取り付け位置

天井に設置する場合は、住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



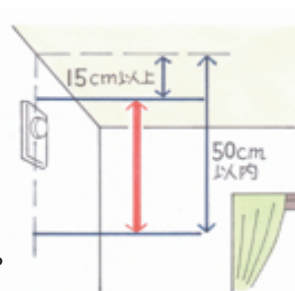
●梁などがある場合の取り付け位置

天井に60cm以上の梁がある場合には、住宅用火災警報器の中心を梁から60cm以上離して取り付けます。



●エアコンなどの噴出口付近の取り付け位置

換気扇やエアコンなどの吹き出し口付近に設置する場合には、吹き出し口から1.5m以上離します。



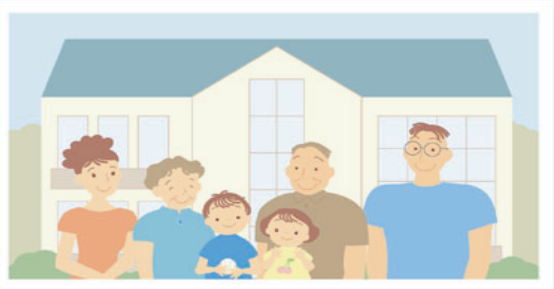
●壁面の場合の取り付け位置

壁面に設置する場合は、天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

(全ての住宅に該当する値ではありません。基本的な取り付け位置です。)

悪質な訪問販売に注意しましょう。

住宅用火災警報器などの設置が義務化されることを契機に、訪問販売による不適正な販売が増加します。既存住宅の火災警報器設置のご相談は、弊社へお気軽にご連絡ください。



TOYAスマイル倶楽部事務局
今治市玉川町中村甲677-1
有限会社十弥工務店内
TEL (0898) 36-8182 FAX (0898) 36-8183
E-mail : toya-info@toya.co.jp
URL : http://www.toya.co.jp